

議案第 3 2 号

調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

つつじヶ丘東自転車等駐車場及びつつじヶ丘南代替自転車駐車場を設置するとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成11年調布市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（調布市立つつじヶ丘南自転車駐車を除く。）」を削る。

第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

（供用の休止）

第14条 市長は、駐車場の補修その他の理由により、必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「（駐車場の設置に関する特例）」を付し、附則に次の1項を加える。

3 調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成27年調布市条例第 号）附則に1項を加える改正規定の施行の日から規則で定める日までの間における別表第1の規定の適用については、同表中

「

調布市立つつじヶ丘東自転車等駐車場	調布市東つつじヶ丘2丁目25番地43
-------------------	--------------------

」

とあるのは、

「

調布市立つつじヶ丘東自転車等駐車場	調布市東つつじヶ丘2丁目25番地43
調布市立つつじヶ丘南代替自転車駐車場	調布市東つつじヶ丘2丁目4番地1

」

とする。

別表第1に次のように加える。

調布市立つつじヶ丘東自転車等駐車場	調布市東つつじヶ丘2丁目25番地43
-------------------	--------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。